

市民が利用しやすいようごみステーションの運用整備を求める陳情について

7 浜田市のごみステーション等については、浜田市が施策を作る、そして市民はそれに従うものと規定している
しかし、実態は、町内会任せで、ごみステーションは1km離れているところもあれば、銀天街のように3軒に
1つ、通りには10か所もあるところがある。

金城自治区は、燃えるゴミだけしか出せないところもある。また、個人がごみステーションを用意したにもか
かわらず、町内会長が「燃えるゴミだけ取りに来るように」と、金城支所にお願いを出し、そのようになっている。
ごみステーションが遠いため

分譲業者がその土地の上にごみステーションがあるのに、町内会長の越権行為、かつ妨害行為までなされてい
るところもある。

条例通りにする必要はないのか？



13205

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



発言希望